


# 当日配布

庁議付議事案書

開催・平成27年12月24日

所管部課	総務部 文書課		部長	北田 和雄		
件名	東大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について			区分	○	
				1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、東大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正し、東大和市保有個人情報管理規程の制定することとなった。同規則の改正は、番号法の趣旨を踏まえた特定個人情報の適正な取扱いを図るために改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第3条の個人情報取扱事務の届出事項の規定に特定個人情報に関する項目の追加</li> <li>② 個人情報取扱事務の届出事項（第2号様式）に特定個人情報に関する項目の追加</li> <li>③ 東大和市保有個人情報管理規程を定める根拠規定の追加</li> <li>④ 同規程の中に管理体制及び事務の委託に関する詳細を定めたことに伴う文言整理</li> </ul> <p>(2) 施行日 平成28年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 番号法及び個人情報保護条例の趣旨を踏まえた適正な取扱いを行うことができるようになり、市民の権利利益の増加につながる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 平成27年12月 文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。